

令和6年度（R6.4.1～R7.3.31任用）

# 小中学校講師等登録（面接）会のご案内

ぜひお越しを！  
お待ちしております！

大河原教育事務所

自然豊かな落ち着いた環境の中で、子どもたちの学習指導にじっくりと取り組むことができます！  
管内の中心・大河原町は仙台からJR東北本線で約40分、管内の他の市町への通勤も容易です！

【日 時】 **令和5年12月12日（火）**

・午後1時30分～午後4時30分（中学校の講師、講師（養護担当）、非常勤講師の登録（受付：午後1時～午後4時） 希望者）

**令和5年12月13日（水）**

（小学校の講師、講師（栄養担当）、技師（代替栄養職員）、  
・午後1時30分～午後4時30分 主事（代替事務職員）の登録希望者）  
（受付：午後1時～午後4時）

**※ 事前申込は不要です。所用等で予定時間に来庁出来ない場合は、  
両日いずれかの日でお越しください。**

【会 場】 宮城県大河原合同庁舎（宮城県柴田郡大河原町字南129-1）

4階 大会議室

【募集職種】

講 師 講師（養護担当） 講師（栄養担当）	①小中学校教員の欠員等の補充として、年間を通じて任用される常勤の教育職員 ②小中学校教員の産前産後休暇・育児休業・病気休暇等の代替として、臨時的に任用される常勤の教育職員
非 常 勤 講 師	①年間を通じて週1～5日程度任用される非常勤の教育職員
技師（代替栄養職員）	①小中学校の学校事務職員や学校栄養士の欠員等の補充として、年間を通じて任用される常勤の職員
主事（代替事務職員）	②小中学校の学校事務職員や学校栄養士の産前産後休暇・育児休業・病気休暇等の代替として、臨時的に任用される常勤の職員

【応募資格】 希望する職種に応じ、次のいずれかの資格を有する者

- ・小学校又は中学校の教育職員免許状を有する者又は取得見込みの者
- ・養護教諭、栄養教諭の教育職員免許状を有する者又は取得見込みの者
- ・栄養士の免許状を有する者又は取得見込みの者 ※主事（代替事務職員）は資格を要しません。

【勤 務 地】 宮城県大河原教育事務所管内の市町が設置する小・中学校又は学校給食共同調理場。

- ・白石市 ・角田市 ・蔵王町 ・七ヶ宿町 ・大河原町
- ・村田町 ・柴田町 ・川崎町 ・丸森町 （※9市町）

【持 参 物】 ①筆記用具

②講師等面接調書

③宮城県公立学校臨時的教員志願票

④履歴書（②③④は下記URLからダウンロードできます。）

⑤教員免許状関係書類（教員免許状の写し又は取得見込証明書、  
更新等確認証明書の写又は授与証明書）

⑥最終学歴の学校の卒業証書の写又は卒業見込証明書

⑦結果通知用封筒（長形3号）1部、ただし当管内で令和6年3月まで任用中の方は不要  
（切手不要、自身の住所・氏名記載のもの）

※上記のほか、任用決定時には健康診断書とマイナンバーが分かる書類の写しが必要となります。（マイナンバーは講師任用手続きに係る目的以外では使用しません。）

【そ の 他】

- （1）今年度（令和5年度）の講師登録をされた方も、令和6年度に講師を希望する場合は、今回改めて登録していただく必要があります。
- （2）宮城県教育庁教職員課のウェブサイトからの登録もできますが、当所で登録情報を確認できるまで数ヶ月かかります。当管内で勤務希望する場合は、改めて登録をお願いします。
- （3）当日は担当者が一人あたり10分程度面接し、希望（勤務可能地域や期間、時期等）や疑問点をお聞きします。
- （4）今回参加できない場合は、11月以降、随時面接を行いますので、事前に下記担当班まで連絡願います。履歴書等は、郵送等でも構いません。
- （5）任用については、本人あて電話連絡後、該当市町教育委員会、学校での面接等を経て決定します。
- （6）給与その他勤務条件は、宮城県教育委員会が定める任用等に関する要綱・取扱要領等によります。
- （7）現在任用中の講師で疑問点がない方は、面接を割愛し、郵送（特定記録等）による必要書類の提出での登録を可能とします。



【問合せ先】宮城県大河原教育事務所 教育学事班学事担当

住 所：〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1（県大河原合同庁舎内）

電 話：0224-53-3111（内線566） E-mail：okkyoz@pref.miyagi.lg.jp

URL：http://www.pref.miyagi.jp/site/ogawara-kyoz/koushi.html